

北海道選挙管理委員会告示第30号

平成31年4月7日執行の札幌市議会議員選挙（白石区選挙区）における繰上補充による当選の効力につき、審査申立人松浦忠からの審査の申立てに対し、次のとおり裁決した。

令和元年11月28日

北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸

## 裁 決 書

札幌市白石区菊水上町3条3丁目208番地

審査申立人 松浦 忠

札幌市中央区南1条西9丁目5-1札幌19Lビル6階

同代理人弁護士 猪野 亨

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和元年8月7日付けで提起された平成31年4月7日執行の札幌市議会議員選挙（白石区選挙区）（以下「本件選挙」という。）における繰上補充による当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件申立て」という。）について、北海道選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件申立てを棄却する。

### 審査の申立ての要旨

本件選挙における繰上補充による当選の効力に関し、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第206条第1項の規定により、申立人が札幌市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して令和元年7月12日付けで異議の申出（以下「本件異議申出」という。）をしたところ、市委員会は同月30日付けで、本件異議申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をした。

これに対し、申立人は、原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取消し、本件選挙における繰上補充による当選人阿部英明（以下、「本件当選人」という。）の当選の効力を無効とする旨の裁決を求めて本件申立てをしたものである。

その理由等を要約すると、次のとおりである。

- 1 札幌市議会が申立人に対し令和元年6月21日付けで行った除名処分（以下、「本件除名処分」という。）は違法であるから、本件当選人を本件選挙における繰上補充により当選とすべき理由がない。
- 2 市委員会が本件異議申出を棄却した理由の骨子は、本件除名処分の有効性について審査する権限も義務もないことを根拠としているが、平成29年12月19日最高裁判所第三小法廷決定（以下、「平成29年最高裁決定」という。）において、異議申出事由には市委員会が列挙した争訟以外にも審査権限を認めうる余地があることを示している。

### 裁 決 の 理 由

当委員会は、本件申立てを受理し、市委員会に弁明書及び関係書類の提出を求めるとともに、申立人に反論書を求め、併せて職権により現地事務調査を行い、これらを慎重に審理した。

その結果は、次のとおりである。

#### 1 当選の効力について

当選の効力に関する訴訟においては、当選無効となる違法事由は、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である」（平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決）とされている。

当委員会は、こうした観点から、本件選挙における繰上補充による当選が無効とされる場合に該当するか否かを検討する。

#### 2 申立要旨1について

申立人は、本件除名処分は違法であるから、本件当選人を本件選挙における

繰上補充により当選とすべき理由がないと主張する。

しかし、「市町村選挙管理委員会には、市町村議会のした除名処分の有効性について審査する権限も義務もないことが明らかである」（平成10年10月28日高松高等裁判所決定）とされている。

したがって、市委員会には、本件除名処分の有効性について審査する権限も義務もなく、申立人の主張は、本件選挙における繰上補充による本件当選人の当選を無効とする事由とは認められない。

なお、当選人決定についての違法に該当するか否かについて、市委員会から徴した関係書類の確認及び現地事務調査を行った結果、当選人を決定した機関の構成や決定手続、次点者の有効得票数の算定、当選人となり得る資格の有無の認定は適正に執行されており、当選人決定についての違法があるとは認められなかった。

よって、本件における申立人の主張は理由がない。

### 3 申立要旨2について

申立人は、平成29年最高裁決定において、異議申出事由には市委員会が列挙した争訟以外にも審査権限を認めうる余地があることを示していると主張する。

しかし、平成29年最高裁決定は、公選法に定める選挙又は当選の効力は、同法所定の争訟の結果無効となる場合のほか、原則として当然無効となるものではないとした上、議員に欠員が生じていないこととなったにもかかわらず行われた選挙として、異議の申出をすることができたが、所定の期間内にその申出がされなかったため、その当選の効力はもはや争い得ないことを判示したものであり、欠員が生じていない状態で行われた選挙における当選の効力について示したに過ぎない。

したがって、本件選挙における繰上補充に係る欠員が生じる前提となる本件除名処分の有効性について審査権限を認める余地があるとしたものではない。

また、地方議会議員の除名処分の効力停止決定と除名に基づく繰上補充による当選の効力については、「原審の適法に確定した事実関係の下においては、本件除名処分の効力停止決定がされることによって、同処分の効力は将来に向

かって存在しない状態に置かれ、相手方の川島町議会議員としての地位が回復されることになり、これに伴って、相手方の除名による欠員が生じたことに基づいて行われた繰上補充による当選人の定めは、その根拠を失うことになるというべきであるから、関係行政庁である川島町選挙管理委員会は、右効力停止決定に拘束され、繰上補充による当選人の定めを撤回し、その当選を将来に向かって無効とすべき義務を負うとした原審の判断は、正当として是認することができ、原決定に所論の違法はない」(平成11年1月11日最高裁判所第一小法廷決定)とされている。

このことから、仮に、既に提起されている除名処分取消訴訟において、本件除名処分を取り消すと決定されれば、除名による欠員が生じたことに基づいて行われた繰上補充による当選人の定めは、その根拠を失うことになり、市委員会は当該決定に拘束され、繰上補充による当選人の定めを撤回し、その当選を将来に向かって無効とすべき義務を負うものと解される。

よって、本件における申立人の主張は理由がない。

以上のとおり、申立人の主張にはいずれも理由がない。

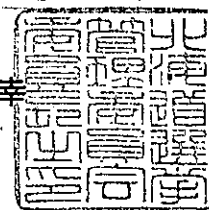
よって、当委員会は、公選法第216条第2項の規定において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年(2019年)11月28日

北海道選挙管理委員会



委員長 水城 義 幸



教 示

公選法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、札幌高等裁判所に訴訟を提起することができる。